

飯豊町給水装置工事申込にかかる留意事項

H18.04.01

1. 飯豊町給水装置工事の主な手順

工事の受注 : 施主から給水装置工事の依頼を受け、施行契約締結する。

調査 : 現地調査、水道事業者、関係官公署等との調整

計画 : 給水装置計画、工事材料選定、給水装置系統図作成、給水装置構造・材質基準適合確認、工事方法決定、機械器具手配

水道事業審査 : 設計審査、給水装置工事施工承認書

施工の承認

各種申請許可 : 関係官公署申請、許可

工事施工 : 工程管理、品質管理、安全管理を行い工事を施工する。給水管分岐工事、道路工事に係る水道事業者との連絡調整、関係建築業者連絡調整、給水装置構造・材質基準適合確認

竣工検査 : 工事業者及び水道事業者による工事竣工検査

通水 : 水道事業者による通水

引渡 : 施主への引渡

2. 提出書類について (A4サイズ)

(1) 申込時

・給水装置工事申込書

・設計図書 (道路占用工事件わない場合) 1部提出

位置図 (住宅地図コピー貼付・申請箇所記入朱書) * 指定用紙

平面図 (縮尺 $S = 1 : 500$ ・配管記入・敷地平面配置位置明確) * 指定用紙

建物平面図 (縮尺 $S = 1 : 100$ ・配管記入・敷地平面配置位置明確) * 指定用紙

水理計算書 (縮尺適宜) * 指定用紙

栓数承諾書 (水理計算の結果による) * 指定用紙

水道事業者が必要とする書類

設計図書 (道路占用工事件う場合は から) 1部提出

横断面図 (縮尺 $S = 100$ ・歩車道部) * 指定用紙

断面図 (縮尺 $S = 50$ ・舗装復旧構成確認)

その他必要な図面及び書類 (道路管理者の指示による図面・地下埋設証明書等)

水道事業者が必要とする書類

(2) 竣工時

給水装置工事主任技術者は、書類・構造・材質の適合性を確認し、耐圧試験 (1.75Mpa 1分間) 水質試験 (残留塩素 0.1mg/l以上・臭気・味・色・濁りのないこと) を確認する。

・給水装置工事竣工届 (工事完成後、速やかに提出し検査を受検すること)

・竣工図 (申込時の設計図書に変更箇所を朱書とする)

・オフセット図 (止水栓、メーター、その他・3方向以上、変更無場合でも提出)

・工事写真 (水道事業者が必要とする写真・道路占用工事件う場合等提出し、撮影要綱は山形県土木部共通仕様書準拠するものとする)

・水道事業者が必要とする書類

3. 本管からメーターまでの工法及び資材等の指定について

- ・水道工事標準仕様書（日本水道協会）及び給水装置工事技術指針等に従い確実に施工すること。
- ・施工箇所の道路・占用条件、本管の管種口径、その他の条件により工法を指定することがある。
- ・乙止水栓及び丙止水栓の設置基準

官民境界からメーターまでの距離が5mを越える場合は、乙止水栓及び丙止水栓を設置し、乙止水栓の位置は官民境界から1m以内とする。

官民境界からメーターまでの距離が5m以内の場合は、両方の設置が望ましいが、やむを得ない場合は丙止水栓のみの設置でもかまわない。

止水栓筐及びメーター筐の外回り30cm程度を、アスファルトまたはコンクリートで巻く、変更の無い場合でも行うこと。

資材の指定

品名	型式	型番	メーカー名	備考
乙止水栓	ボール式			
丙止水栓	ボール式	BLC-SE・ST-1	日邦パル・前澤給装	逆止弁付盗水防止型・逆止弁付開閉防止型
ルキツブル継手	FP型			

- ・本管分岐から乙止水栓

VP及びDIP：不断水型分水栓 回転継手 乙止水栓

PP：冷間チーズ 乙止水栓

詳細については協議し決定すること。

4. 道路占用工事及び給水装置工事施工について

- ・労働安全衛生規則、土木工事安全施工技術指針等を参考とし、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害発生の防止に努めること。道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通整理員を配置し車両の誘導及び事故防止にあたらせること。

- ・水道工事標準仕様書及び給水装置工事技術指針並びに山形県土木部共通仕様書等に基づき確実に施工すること。

5. 水理計算方法について

- ・水理計算は次の手順で行うものとする。

水圧を測定する。新設の場合は同一管路直近で測定する。測定する時間は、使用水量が多く動水圧の変動が大きい時間帯とする。測定値は、3分間隔で5回の読みの最低値とし、水理計算書に測定時間を記入する。

水質から同時使用可能な栓数を仮定し計算する。

仮定した栓数による計算結果で、余裕水頭を $h = 3 \sim 5$ mとする。その栓数が同時使用可能と判定できる。

余裕水頭が2m以下の場合は1栓減して再計算する。

余裕水頭が10m以上の場合は1栓増して再計算する。

2階に給水栓がある場合は、必ず同時使用の計算に組み込む。この場合、損失水頭に埋設位置から2階給水栓までの高低差を忘れずに加える。

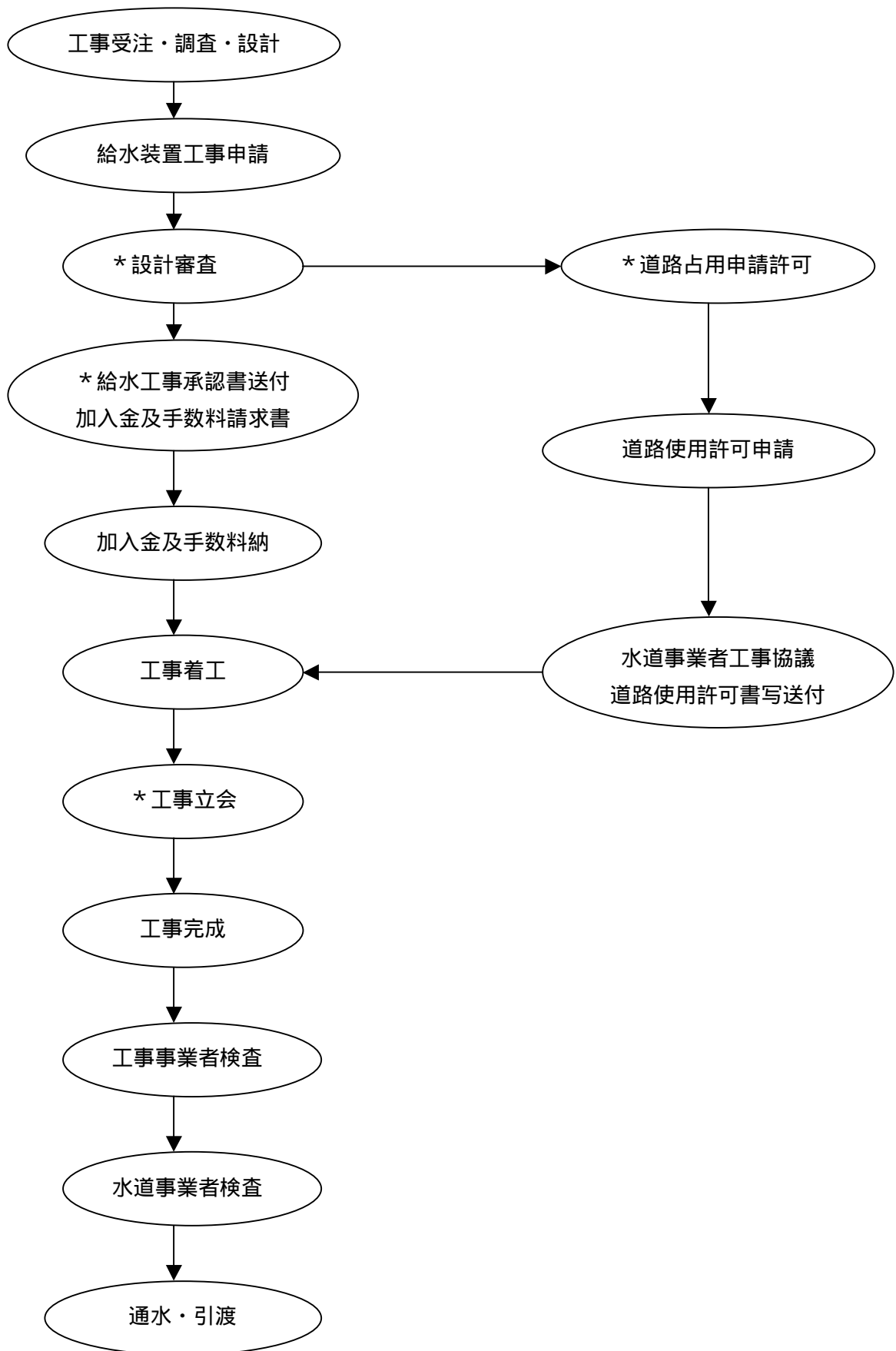
上記計算による同時使用可能な栓数が確保できない場合は、申込者に十分な説明し、同時使用可能な給水栓数についての承諾書を提出すること。

その他不明な点については、水道事業者と打合せを行うこと。

6. 経費・損害賠償について

本申込に係る経費及び損害賠償はすべて申込者の負担とし、水道事業者は一切関与しない。

飯豊町給水装置工事フローシート



* このフローシートは代表的な例であり、詳細について打合せを行ってください。